
プロジェクト IFRS のエンドースメント手続

項目 第 44 回作業部会及び第 395 回企業会計基準委員会で聞かれた意見

本資料の目的

1. 本資料では、IFRS 第 16 号「リース」のエンドースメント手続における論点の検討について、第 44 回 IFRS のエンドースメントに関する作業部会（以下「作業部会」という。）（2018 年 10 月 10 日開催）及び第 395 回企業会計基準委員会（2018 年 10 月 25 日開催）の審議で聞かれた主な意見をまとめている。

IFRS 第 16 号「リース」のエンドースメント手続における論点の検討について

質問 1 今回のエンドースメント手続の対象とした IFRS 第 16 号に対し、「削除又は修正」を行うべき項目はないとする提案について

（第 44 回作業部会で聞かれた意見）

2. コメント募集文書第 33 項で「総合的評価」として「削除又は修正」を行わないとの結論としたことについては、コメントのとおり説得力に欠けていると考えられるため、もっと丁寧に説明を行うべきである。
→審議事項(2)-2 の主なコメントの概要とその対応（以下「コメント対応表」という。）の質問 1 (2) の記載を修正している。なお「公表にあたって」の文案においても説明を追加している。
3. 前回の IFRS 第 9 号「金融商品」（2014 年）のエンドースメント手続においては、公開草案第 5 号のコメント募集文書に記載される「削除又は修正」を必要最小限とする理由を踏まえて全体的な判断がなされていたと考えられ、今回のコメント募集文書で当該理由は明示されていないものの、本エンドースメント手続でもこの点は同様と考えられるため、総合的評価を、当該理由を反映して修正したほうがよいと考える。
→「公表にあたって」の文案に「削除又は修正」を必要最小限とする理由を反映している。
4. 本エンドースメント手続について、提案に反対するコメント回答者が IFRS 第 16 号をエンドースメントせずに IAS 第 17 号「リース」の維持を求めているのか、IFRS 第 16 号と別の会計処理を提案しているかが不明確であり、この点について質問を含めるべきであったと考える。
→今後のエンドースメント手続において参考にする。

5. 本エンドースメントの議論が日本基準開発の取組みに与える影響を懸念するコメントへの対応案として、「日本基準の開発の方向性を示唆するものではないと考えられる」という表現があるが、エンドースメント手続は日本基準の開発と異なるものであることを明確にするため、「考えられる」を取り除き断定的な表現に修正すべきである。
→コメント対応表の質問1(6)、(8)の記載から上記の表現を除き、エンドースメント手続が日本基準の開発と異なるものであることを明確にする表現とした。
6. 2013年のIASBの公開草案に対して企業会計基準委員会の提出したコメント内容と今回のエンドースメント手続の内容の不整合を指摘するコメントについては、IFRSが開発される過程におけるコメント提出時の判断と、IFRS公表後のエンドースメント手続における判断は、それぞれ異なる段階で行われる判断であるため、判断基準が異なることを丁寧に説明すべきではないか。
→コメント対応表の質問1(4)の記載を修正している。
7. コメント対応案に、我が国のIFRS任意適用企業において「IFRS第16号を連結財務諸表に適用するための準備にあたり法制・税制等の周辺制度からの障害については特段聞かれていない」との記載があるが、当該対応案は対応するコメントが日本基準の検討を念頭に置いている点で当該コメントと直接呼応しておらず、また、障害が聞かれていないのは単体への適用ではなく、連結財務諸表への適用という事情があると考えられることから、日本基準と修正国際基準は異なるものとして法制・税制等の周辺制度の影響についての対応案を検討すべきである。
→コメント対応表の質問1(4)の記載を修正している。
8. コメント対応案に、国際的に「リース期間の見積り等について困難さが指摘される」との記載があるが、寄せられたコメントの中にはリース期間の見積りの困難さに関する指摘はないので、あえてこれを記載する必要はないのではないか。
→コメント対応表の質問1(4)の記載を修正している。
9. コメント対応案に、「IFRS第16号及び米国会計基準の適用を待つ必要はないと考えている」との記載があるが、IFRS第16号等の適用状況を考慮するか否かに焦点を当てた記載よりも、エンドースメント手続として、遅くとも発効日までに完了するように対応するとの方針に焦点を当てた記載とすべきである。
→コメント対応表の質問1(6)、(14)の記載を修正している。
10. 実務上の困難さに関する記載について、公開草案第5号のコメント募集文書では「修正国際基準におけるエンドースメント手続としては、実務上の困難さの観点から、なお受け入れ難いとする私の我が国特有の事情も見出されないことから、『削除又は修正』するまでには至らないと判断した」といった表現が用いられ

ているので、これを参考に、実務上の困難性があることを認識したうえでの結論であることを伝えるのがよいと考える。

→コメント対応表の質問1(4)、(7)の記載を修正している。

(第395回企業会計基準委員会で聞かれた意見)

11. エンドースメント手続の方法が従来のものから変更されているとのコメントがあるが、「総合的な評価」としたことが手続の変更ではないことの説明を行うべきである。

→コメント対応表の質問1(2)の記載を修正している。

12. 2013年にIASBが公表した改訂公開草案に対して、ASBJが提出したコメントレターと今回のエンドースメント手続の検討内容との不整合を指摘するコメントについては、ASBJの考え方は変わっていないものの最終的に基準化されたIFRS第16号を否定するまでのものではないと評価しているのか、もしくは最終的に基準化されたIFRS第16号の方が優れていると評価してASBJの考え方を変更したのか、説明の充実を行うべきである。

→コメント対応表の質問1(4)の吹出しコメント(P.9)を参照。

13. 「削除又は修正」を行わないことの判断が現時点では時期尚早ではないかというコメントについて、コメント対応案の方向性に賛成する。日本基準の開発に影響するとの誤解が反対の原因であると考えられるため、日本基準の開発は別の取り組みであることを丁寧に説明すれば問題ないのではないかと考えられる。

→コメント対応案の方向性に賛成するコメントである。

14. 改訂公開草案に対するASBJが提出したコメントレターについては、IFRSをより良くするために行ったものであるため、エンドースメント手続の判断過程において強く考慮すべきものではないと考えている。日本基準の開発における検討とは異なり、エンドースメント手続における「削除又は修正」のハードルは高いことが理解されるようにコメント対応を行ってほしい。

→コメント対応表の質問1(4)の記載を修正している。

15. 本公開草案の提案に対して同意しないコメントの根拠の中で一番本質的な問題であると考えられるものは、IFRS第16号がリース取引の経済的実態を反映しないという点であるため、このコメントへの対応を優先的に取り組むなど、それぞれのコメントに対して優先度合に応じたコメント対応をするべきである。

→コメント対応表の質問1(5)に経済的実態の反映に関する記載を追加している。

審議事項(1)-6

以 上